

国土調査法第19条第5項指定申請図書作成等業務費積算基準（案）

第1 適用範囲

- 1 この国土調査法第19条第5項指定申請図書作成等業務費積算基準（案）（以下「積算基準」という。）は、九州地方整備局の所掌する国の直轄事業（官庁営繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。）に必要となる土地等の取得等に伴う土地の測量調査（用地測量）等業務と併せて、国土調査法第19条第5項の規定に基づく指定の申請を行うために必要な申請図書の作成等業務を、請負又は委託に付す場合の予定価格（以下「業務費」という。）を積算する場合に適用する。
- 2 国土調査法第19条第5項指定申請図書作成等の業務範囲は次のとおりとする。
 - （1）総括表作成
 - （2）用地関連地図の作成
 - （3）指定申請調査簿作成
 - （4）指定申請調査簿等確認
 - （5）関係機関との打合せ協議等
- 3 この積算基準により難しい特殊なものについては、別途該当する資料等を準用（見積りによる予定価格の算定を含む。）して行うことができるものとする。

第2 業務費の構成及び積算

国土調査法第19条第5項指定申請図書作成等に係る業務費の構成及び積算は、毎年度国土交通省の定める「設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書(参考資料)」によるものとする。

第3 標準歩掛等

(1) 総括表作成

総括表作成は、事業施行者、測量成果等の概要書の作成を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、表1により行うものとする。

表1

作業工程及び 標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延日数					
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
総括表作成 10,000㎡当り		1.0				内		1					1.0				1.0

(2) 用地関連地図の作成

用地関連地図の作成は、申請地域の位置図、地図一覧図及び登記所送付用地図の作成を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、表2により行うものとする。

表2

作業工程及び 標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延日数					
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
申請地域の位置図作成 10,000㎡当り (縮尺 任意)			0.3			内		1					0.3				0.3
地図一覧図作成 10,000㎡当り (縮尺 1/2500)			0.2	0.4		内		1	1				0.2	0.4			0.6
登記所送付用地図作成 10,000㎡当り (縮尺 1/500)	0.5	4.5	2.7			内	1	1	1				0.5	4.5	2.7		7.7

(注) 登記所送付用地図作成には、電子データ(地籍フォーマット2000形式)の作成も含む。

(3) 指定申請調査簿作成

指定申請調査簿作成は、指定申請の筆を対象に、用地測量前後の、地番、地目、地積、所有者を整理する書類の作成を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、表3により行うものとする。

表 3

作業工程及び標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延入日数					
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
指定申請調査簿作成 10,000㎡当り			1.0	0.5		内			1	1				1.0	0.5		1.5

(4) 指定申請調査簿等確認

指定申請調査簿等確認は、土地所有者に対し、指定申請調査簿と指定申請予定の地区の確認を行い、指定申請調査簿については押印を求めるものであり、これに要する直接人件費の積算は、表4により行うものとする。

表 4

作業工程及び標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延入日数					
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
指定申請調査簿等確認 10,000㎡当り		3.0	3.0			外		1	1				3.0	3.0			6.0

(5) 関係機関との打合せ協議等

国土調査法第19条第5項指定申請図書作成等業務の実施に際して行う、関係機関との打合せ協議の直接人件費の積算は、毎年度国土交通省が公表する「設計業務等標準積算基準書」第2章 測量業務 第1節 共通1-1打合せ等の「関係機関協議資料作成」及び「関係機関打合せ協議」により行うものとする。

(6) 変化率

(1)～(4)には、設計業務等標準積算基準書第2章第7節7-2用地測量変化率は適用しない。

(7) 精度管理費

(1)～(4)には、設計業務等標準積算基準書第1章第1節1-4-3技術管理費の精度管理費係数の対象としない。

第4 機械経費、通信運搬費等、材料費

第3（1）～（4）の歩掛における各費目の直接人件費に対する割合は、表6のとおりとする。

表6

工 程	機械経费率	通信運搬費等率	材料费率
総 括 表 作 成	0.0%	0.0%	0.0%
申 請 地 域 の 位 置 図 作 成	0.0%	0.0%	0.0%
地 図 一 覧 図 作 成	0.0%	0.0%	4.0%
登 記 所 送 付 用 地 図 作 成	0.0%	0.0%	4.0%
指 定 申 請 調 査 簿 作 成	0.0%	0.0%	0.0%
指 定 申 請 調 査 簿 等 確 認	0.5%	0.0%	0.0%